

兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス臨床心理相談室の事業概要等 (令和3年度)

I. 相談室の事業概要

兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス臨床心理相談室（以下「相談室」という）は、平成14年4月、神戸市中央区の学校法人パルモア学院5階にあった兵庫教育大学大学院神戸サテライト内に設置された。その後、平成19年4月、神戸市中央区の神戸情報文化ビル3階に兵庫教育大学大学院神戸サテライト（平成25年度より兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパスに名称変更）が移転したことにより、同時に移転した。相談室は兵庫教育大学大学院臨床心理学コースに附属する施設であったが、令和3年度より兵庫教育大学発達心理臨床研究センターの分室となった。

相談室は、面接室2室、プレイルーム3室、面接室兼観察室1室、事務室1室、相談室準備室1室を備えている。地域に開かれた専門的な臨床心理相談の場として、また、臨床心理学の専門家を養成する大学附属の教育研究施設として、臨床心理士及び公認心理師の資格をもった教員が中心となり、大学院学生および協力相談員とともに相談活動を行っている。

II. 相談室の組織・運営について

相談室は、次のスタッフにより運営されている。また、相談活動、大学院学生の実習指導等の相談室の運営上必要な事項を審議するため、運営会議を設けている。

1. 室長

相談室の業務を総括するため、室長を置いている。

2. 相談員

相談員は、相談室の運営上中心的な存在として、大学院臨床心理学コースの教員および学長が相談室の運営上必要と認めた教員がこれに当たっており、相談業務および大学院学生の実習指導を担当している。令和3年度に相談員を務めた教員は13名であった。

また、相談業務を担当する非常勤相談員を置いている。令和3年度は5名の非常勤相談員を置いた。5名中3名はインターカーとして主に初回面接を担当した。

3. 協力相談員

相談室における相談業務を円滑に推進するため、相談業務を的確に行えると認めた者を協力相談員として受け入れている。協力相談員は、大学院学生とともに相談業務に従事するほか、心理臨床実務経験に係る研修を行っている。

令和3年度においては、本学修了生の20名を協力相談員として受け入れた。

4. 大学院学生

臨床心理学の専門家としての知識と技能を習得するため、大学院学校教育研究科（修士課程）臨床心理学コースに所属する学生が、学生相談員として、教員の指導の下に、実際の相談活動に関与している。令和2年度入学生より昼間クラスの学生も神戸ハーバーランドキャンパスに在籍することとなったため、令和3年度には臨床心理学コースに所属する全員が学生相談員として登録することとなった。令和3年度は、修士課程M1（夜間11名、昼間28名）、M2（夜間7名、昼間30名）、M3以上（夜間3名）、及び博士課程（4名）の合計83名であった。

5. 相談室員

電話受付、相談業務に関わる書類や備品の管理等の相談室の運営に関わる業務を担当する者として、臨床心理学の教育を受けた経験のある者を相談室員として置いている。令和3年度は片山若子、後藤

結花の2名の相談室員を置いた。

6. 事務職員

施設・備品等の管理、協力相談員の受入手続等の相談室に係る事務については、神戸ハーバーランドキャンパス勤務の事務職員が処理している。

III. 相談活動について

1. 相談の内容

学校や家庭において心理的援助を必要とする子どもとその家族が抱える、いじめ、不登校、校内暴力、親子関係、対人関係等のさまざまな心の悩みをはじめ、発達の相談についての対応、子育て相談、被害のカウンセリング、おとなの心理相談にも対応している。また、子どもや保護者への対応に悩んでいる教育関係者へのコンサルテーションも行っている。

2. 相談の方法

相談は、来所相談を主として行っている。来所相談については電話による申し込みを経て完全予約制としている。電話による受付時間は、月～金の各曜日の14時から18時まで、および土曜日の9時30分から17時30分までである。なお、面接は、受付時間以外の時間帯にも神戸ハーバーランドキャンパスが開室している時間帯に随時行っている。

相談の方法は、インターカーによる初回面接に学生相談員が陪席した後に担当を決定し、来談者に対する基本的な面接の上に、応用行動分析、精神分析、遊戯療法、EMDR、箱庭、家族療法、集団療法、ブリーフセラピー等にも取り組み、統合的な立場からの援助を目指している。

なお、相談室利用にあたり、臨床心理士養成機関として来談者の協力を求める事項については、必ず文書によるインフォームド・コンセントを行い、署名を受けることにしている。

3. 相談状況

表1・表4に見るとおり、相談室全体での面接件数191件[相談回数1,080回]、電話受付件数99件となっている。また、新規面接102件、継続面接89件であった(表3)。

指導教員(13名)の専門領域は、発達障害領域、精神科領域、被害者支援領域、加害者更生領域、これら以外の臨床心理領域全般の教員が揃っており、相談に幅広く対応している。このため相談内容では特に、子どもから成人までの発達障害や、いじめ被害・犯罪被害などのトラウマ関連の相談を多く取り扱っていることが特徴的である(表1)。

面接形態(表2)からみると、最も多い個人面接(48.5%)の年齢内訳は主に高校生以上で多様な相談内容となっており、特にトラウマ関連においてはEMDRを主とした相談が行われている。発達心理面接(38.1%)は発達障害のある子どもと保護者のケース(きょうだい支援ケースを含む)である。親子並行面接(9.9%)は不登校・ひきこもり、子育て支援(虐待予防的な)、親子でのDV被害(子ども虐待含む)などに対して、家族全体のケアを射程に入れたトータルな関わりを行っている。必要に応じて、面接経過の中で随時心理査定の実施や、学外の幼小中高・特別支援学校教員・保育士へのコンサルテーションや、本学修了生である心理士等へのスーパーバイズ面接を実施している。

指導を受けるスタッフ103名(学生相談員83名、協力相談員20名)、指導スタッフ18名(教員13名、非常勤臨床心理士5名)、事務スタッフ2名の総勢123名にて相談室を運営している。

学生相談員はM1が39名、M2以上が44名であり、M1の後期頃から修了するまでに院生1名につき原則として2ケース以上を担当するようにしている。親子並行面接では親と子をそれぞれ別の院生が担当したり、発達心理面接では1人の子どもに複数の院生がチームを組んで担当したりすることもあ

る。表1及び表2からも明らかなように、院生が希望すれば様々な対象の臨床経験を重ねることが可能となっている。

VI. 研修活動について

令和3年度においては、協力相談員及び大学院学生に対し、次の研修活動を実施した。

1. 相談活動への関与

教員相談員または非常勤相談員の指導のもとに、陪席、臨床心理面接、心理療法、心理検査等の相談活動を行った。また、学生相談員は相談室運営実習として電話受付を始めとする相談室運営に関わる内容の実習をローテーションで行った。

2. 担当教員によるスーパーバイズとケース・カンファレンスへの出席

個別に、またはグループで担当教員からスーパーバイズを受けた後、学生相談員はケース・カンファレンスに出席し、事例の報告・検討を行った。

臨床心理相談室相談員等名簿（令和3年度）

<室長>

遊 問 義 一（教授 発達心理臨床研究センター）

<相談員>

岩 井 圭 司（教授 人間発達教育専攻）
 海 野 千 畝 子（教授 人間発達教育専攻）
 大 野 裕 史（教授 人間発達教育専攻）
 遠 藤 裕 乃（教授 人間発達教育専攻）
 伊 藤 大 輔（准教授 人間発達教育専攻）
 上 田 勝 久（講師 人間発達教育専攻）
 永 山 智 之（講師 人間発達教育専攻）
 市 井 雅 哉（教授 発達心理臨床研究センター）
 佐田久 真 貴（准教授 発達心理臨床研究センター）
 嶋 崎 まゆみ（准教授 発達心理臨床研究センター）
 池 田 浩 之（助教 発達心理臨床研究センター）
 野 田 哲 朗（教授 保健管理センター）

<非常勤相談員>

飯 塚 聡 子
 加 藤 美 朗
 酒 井 仁 美
 高 瀬 典 子
 永 谷 文 代